

認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業者について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成20年4月に導入されました。

認定放送持株会社制度は、放送のデジタル化や通信と放送の融合が進展する中、地上放送事業に関し、多額の資金調達や経営の一層の効率化が大きな経営課題となる中、持株会社を通じた資金調達を可能とし、放送事業者の経営の安定基盤強化をする、人材、資金、設備等について経営資源の効率的運用を可能とする、放送事業者間の連携ニーズに柔軟に対応することを可能とするため、導入されたものです。

特例として複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となります。

認定の効果①

外資規制の直接適用
 ・議決権 5 分の 1 未満
 ・外国人取得株式の名義書換拒否権

認定の効果②

マスメディア集中排除原則の緩和
 (複数の地上基幹放送事業者を傘下に置くことが可能)

認定の効果③

認定放送持株会社の議決権保有の制限
 (原則 3 分の 1 以下)

一の者

認定放送持株会社

A社
(地上テレビ)

甲県

B社
(地上テレビ)

乙県

C社
(地上テレビ)

丙県

D社
(ラジオ)

丁県

...

※認定放送持株会社は、地上基幹放送事業者を**最大12都道府県まで保有可**(広域放送、県域放送の場合)

※地上基幹放送のほか、BS放送を行う衛星基幹放送事業者等を傘下に置くことが可能。